以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）

「自ら製作し、据付した」とは、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である扉体及び戸当りを製作し設備全体を施工した場合とする。

・開閉装置を有する新設のダム用高圧ゲート設備（ただし、バルブ、取水設備を除く。）であること。

なお、高圧ゲートとは、設計水深25m以上のものをいう。

また、上記において製作と、その据付が別件工事の場合は、合わせて１件の工事とみなす。

なお、当該実績が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下､「配置予定技術者」という。）を専任で配置できること。なお、専任期間としては、現地でのゲート設備等の据付期間とし、平成26年10月上旬から平成28年３月下旬を予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成９年度以降に元請けとして、上記２⑷に掲げる同種工事の据付工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員の配置予定技術者が、平成９年度以降に元請けとして、上記２⑷に掲げる同種工事の据付工事の経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）配置予定技術者にあっては、建設業法第７条第２項及び第15条第２項に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

５）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑽　建設業法（昭和24年法律第100号）の「鋼構造物工事」の許可を有する者であること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

ａ　トンネル洪水吐内への充水操作に配慮した技術提案

ｂ　呑口ゲート設備の品質向上に配慮した技術提案

上記ａ、ｂに関する技術提案について評価する。

２）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　入札参加者は､「トンネル洪水吐内への充水操作に配慮した技術提案」及び「呑口ゲート設備の品質向上に配慮した技術提案」と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、３⑷によるものとする。

⑶　落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を実現できると認められる技術提案を提出した者に、100点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・３⑴１）ａの評価項目について、Ａ（40点）､Ｂ（35点）､Ｃ（30点）､Ｄ（25点）､Ｅ（20点）､Ｆ（15点）､Ｇ(10点)､Ｈ(５点)､Ｉ（０点）として、加算点を与える。

・３⑴１）ｂの評価項目について、Ａ（20点）､Ｂ（15点）､Ｃ（10点）､Ｄ（５点）､Ｅ（０点）として、加算点を与える。

・３⑴２）ａ及びｂについて、それぞれ総合的に優（15点）､良（５点）､可（０点）として、施工体制評価点を与える。

４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

５）評価値・基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数点第４位（５位切り捨て）とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局　総務部　契約課　契約係長　瀬川　晋士　電話087―851―8061（内線2526）

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　平成24年10月31日から平成25年１月17日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成24年11月１日から平成24年11月30日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記４⑴に直接持参すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成25年１月17日午後２時までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、平成25年１月17日午後２時までに四国地方整備局　総務部　契約課に直接持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

開札は、平成25年１月21日午前10時　四国地方整備局　入札室にて行う。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期限、場所及び方法　平成24年12月19日から平成25年１月17日午後５時まで（利付国債の提供の場合は平成24年12月28日午後５時まで）に上記４⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。